平成２６年（フ）第１４０号
佐賀県杵島郡白石町大字坂田1547番地
破産者　中山　嘉徳
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４９２号
名古屋市天白区植田３丁目809番地　エステート林　403、開始決定時の住所名古屋市天白区原３丁目503番地
破産者　蟹江　友香
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２３号
愛知県東海市名和町石田54番地の２　メゾン兜山301号
破産者　近藤　政則
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４９号
名古屋市守山区泉が丘1302番地
破産者　山本　弥生
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１５号
名古屋市東区大幸４丁目15番31号
破産者　宮崎　忠泰
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７８０号
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37号カスタリア阿倍野501号、開始決定時大阪府大阪市阿倍野区阪南町１丁目10番４号
破産者　永倉由美子
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２号
兵庫県神崎郡神河町杉443番地
破産者　西畑　清春
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８１号
佐賀県鳥栖市轟木町1548番地１　コーポ万里１－１－１、前住所佐賀県鳥栖市酒井西町825番地２
破産者　天本　元司
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
仙台市青葉区藤松７番１号
破産者　早坂　隼男
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
宮城県多賀城市新田字後37番地の２　レジデンスタケダ203号、従前の住所宮城県多賀城市中央２丁目12番11―208号
破産者　鈴木　政一
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
茨城県牛久市南２丁目30番地１（牛久ロイヤルレジデンスＡ―107）
破産者　服部由美子
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅８棟407号
破産者　弓削　善則
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市下地町字宮腰３番地10
破産者　川崎　初美（旧姓山口・中村）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市西本町２丁目３番地
破産者　石田　明代（旧姓尾上）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
広島県三次市十日市南２丁目２番６号
破産者　髙野　訓三
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１７５号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田502番地17
破産者　永見　寧子
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第１０２６号
さいたま市南区辻７丁目７番10―205号
破産者　大平由美子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２７号
埼玉県川口市大字安行476番地　ＳＥＤＯＮＡ102号
破産者　千葉トシ子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係